

監査報告書

平成30年5月27日

学校法人 後藤学園

理事会・評議員会 御中

学校法人 後藤学園

監事 松浦俊幸



監事 日野正貴



私たちは、学校法人後藤学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に基づいて同学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の結果、同学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人後藤学園の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。